

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について  
(議案第11号)

職員課

1 改正の理由

常勤の一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の給与を改める。

2 主な内容

(1) 会計年度任用職員（パートタイム）の月額報酬表の改正

ア 週30時間勤務の一般事務職であって、初回に任用される者の場合

現 行	改 正 案	改 定 幅
172,900円	176,700円	3,800円

イ 週37時間30分勤務の一般事務職であって、初回に任用される者の場合

現 行	改 正 案	改 定 幅
192,300円	197,100円	4,800円

(2) 会計年度任用職員（パートタイム）の時間額報酬表の改正

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	1,060円	1,080円	20円
2	1,130円	1,150円	20円
3	1,420円	1,450円	30円
4	1,470円	1,500円	30円

(3) 会計年度任用職員（パートタイム）の日額報酬表の改正

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	6,200円	6,400円	200円

2	7, 600円	7, 800円	200円
3	8, 200円	8, 400円	200円
4	10, 800円	11, 100円	300円
5	12, 700円	13, 000円	300円

(4) フルタイム会計年度任用職員について、新たに第2種初任給調整手当を設ける。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日（ただし、2の(4)については令和8年4月1日）

#### (2) 遴及適用日

令和7年4月1日（2の(4)を除く。）